

1 1 7 号 の  
令和 5 年 7 月 2 1 日

様

千葉県白井市役所 市民環境経済部 市民活動支援課長 内藤 篤司  
都市建設部 建築宅地課長 戸村 新一郎

建物に関するアンケート調査について（依頼）

当市の行政につきまして、日頃から御理解、御協力いただきありがとうございます。

居住目的のない空き家は、この20年で1.9倍に増加し、今後も更に増加が見込まれることから社会問題となっています。当市では、より一層効果的な空き家対策を検討するため、「建物に関するアンケート調査」を実施することと致しました。

本アンケートの対象は、白井市が固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報によって、空き家と思われる市内の建物を所有する方を対象に、居住等の実態や今後の意向を伺うものです。

御多用の折に誠に恐縮ですが、今後の当市の行政サービス向上のため、本調査に御理解・御協力を賜りますようよろしくお願い致します。

なお、空き家ではないにも関わらず、本アンケートが届いている場合には、何卒、御容赦いただきますよう、お願い致します。

記

- 1 対象建物の所在地 千葉県白井市
- 2 対象建物の建築年 年
- 3 対象建物の種類
- 4 対象建物の階数
- 5 対象建物の所有者

問い合わせ先  
白井市市民活動支援課 市民安全班 担当 青木  
TEL : 047-492-1111 (内線 3616)  
047-401-4081 (直通ダイヤル)  
MAIL : s-anzen@city.shiroi.chiba.jp



## 白井市内に建物を所有・管理されている皆様へ 建物に関するアンケート調査について

### 本アンケートの目的について

市では、空き家の発生予防により、市の空き家率の上昇を抑制する基本方針のもと、所有者のほか、市民一人一人が空き家問題について考え行動することが重要であることから、建物の所有者のみなさまに居住の実態や今後の意向を伺い、より効果的な空家等対策を検討することを目的に、本アンケートを行うものです。

### ご協力のお願い

本アンケートの対象者は、白井市が固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報によって、空き家と思われる市内の建物を所有する方としています。

つきましては、ご多用の折に誠に恐縮ですが、今後の当市の行政サービス向上のため、本調査にご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

- ※1 本調査により収集した情報は、空家等に関する施策の利用いたします。
- ※2 本調査の対象は、白井市内に建物を所有・管理されている方を対象に実施しています。空き家ではないにも関わらず、本アンケートが届いている場合には何卒、ご容赦頂きますよう、お願いします。その場合には、下記「アンケートの記入について」の1に従い、回答いただき返信用封筒にて返信をお願いします。

### アンケートの記入について

- 1 所有・管理されている建物が空き家ではない場合は、同封しているアンケート用紙の問1から4まで回答してください。
- 2 各設問の該当する項目に○をつけてください。また、カッコ内は該当事由等をご記入ください。
- 3 ご本人様が何らかの理由で記入できない時は、お手数ですが家族等の代理人の方が回答ください。
- 4 ご記入いただきました個人情報につきましては、「個人情報保護法」及び「白井市個人情報保護条例」に基づき適切に管理し、目的以外に使用することはございません。

### 返信の方法について

令和5年8月15日までにアンケート用紙を同封の返信用封筒に入れて郵便ポストへ投函願います。なお、不明点がございましたら、お手数ですが担当までお問合せ願います。

白井市市民活動支援課 市民安全班 担当 青木  
TEL：047-492-1111（内線3616）  
047-401-4081（直通ダイヤル）  
MAIL：s-anzen@city.shiroi.chiba.jp

# 所有者支援 白井市の空き家コミュニケーションのご紹介

問い合わせ窓口：白井市建築宅地課 047-401-4675

## 総合第2次白井市空き家等対策計画

【予防・活用・管理・除却】×【空き家コミュニケーション】

所有者への支援体制として、所有者と周囲の人たちとの連携及び市役所・警察・消防並びに協定団体、関係団体が連携します。



## 総合白井市の空き家対策ホームページ

【空き家等は適切に管理しましょう】

空き家に関する各種案内を掲載しています。  
空き家を所有するリスク等を記載していますので、ご覧ください。



## 活用土地総合情報システム

【不動産の取引価格を調べてみましょう】

国土交通省が運営するWEBサイトです。所有する住宅の現在の価値について、近傍の取引価格から知り、活用を検討しましょう。



## 活用不要品のリユース（再利用）

【リユース（再利用）プラットフォームにより不要品処分の推進】

(株)マーケットエンタープライズ（東証プライム上場）との連携・協定により、不要品のリユース（再利用）を早い！手軽！簡単！に推進しています。



## 活用マイホーム借上げ制度（転貸）

【国の基金が設定された、安心・安全の制度】

（一社）移住・住みかえ支援機構の「マイホーム借上げ制度」の普及に取り組んでいます。マイホームを終身預かり、空室でも賃料を受け取れる制度です。



## 活用耐震支援・親元同居近居支援（補助金等）

（耐震支援）

（近居支援）

【質の高い住宅ストックの確保や移住定住を推進】

無料耐震診断相談会の開催のほか、危険CB塀の撤去費用を最大10万円、親元同居近居の移住支援に最大50万円



## 管理シルバー人材センターとの協定

【管理業務により適正な管理を推進】

白井市シルバー人材センターとの連携・協定により、維持管理に必要な除草、剪定、清掃など一般的の代行業務を行います。



## 管理千葉司法書士会との協定

【法律相談等により適正な管理を推進】

千葉司法書士会との連携・協定により、無料相談のほか、相続人の調査、登記などの法律関係の業務を行います。



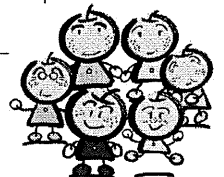
## 管理ふるさと納税（遠方在住の所有者へ）

（ふるさとチョイス）

（楽天）

【ふるさと納税の返礼品で管理業務を推進】

白井市シルバー人材センターが、見回りサービスを行います。



(質問及び回答用紙)

建物に関するアンケート調査 ご協力をお願い

ご回答にあたって

- あて名の方またはその代理人の方が回答ください。
- あてはまる回答欄の番号に○をつけるか、( )の中に具体的な内容をご記入ください。

下記の建物についてお尋ねします。

- |             |        |
|-------------|--------|
| 建築物の所在地     | 千葉県白井市 |
| 2. 対象建物の建築年 | 年      |
| 3. 対象建物の種類  |        |
| 4. 対象建物の階数  |        |
| 5. 対象建物の所有者 |        |

ご記入頂いたアンケート用紙は、お手数ですが同封の返信用封筒に入れて  
令和5年8月15日(火)までにご投函ください(切手は不要です)

アンケートへの質問がございましたら下記までお問い合わせください。

白井市市民活動支援課 市民安全班 担当 青木
TEL : 047-492-1111 (内線 3616)
047-401-4081 (直通ダイヤル)
MAIL : s-anzen@city.shiroi.chiba.jp

問1：アンケートに回答される方をお答えください（1つに〇）

- 1.建物所有者 2.建物所有者の家族・親族 3.その他（ ）

問2：アンケートに回答される方の年齢をお答えください（1つに〇）

1. 29才以下      2. 30～39才      3. 40～49才  
4. 50～59才      5. 60～64才      6. 65才以上

問3：この建物を取得した経緯を教えてください（1つに〇）

1. 自らの居住用として取得した  
2. 賃貸用等の事業用として取得した  
3. 親等からの相続により取得した  
4. その他（ ）

問4：建物をどのように利用していますか（1つに〇）

1. 自宅としてほぼ毎日利用している  
2. 通勤のため平日のみ利用している  
3. 週末や休暇時に利用している  
4. 賃貸住宅として貸し出している  
5. 住宅以外（倉庫、作業場等）の目的で利用している

6. 利用していない

問4で1～5を回答された方

以上でアンケート終了です。ご協力ありがとうございました。  
期日までにアンケートの投函をお願いします。

問4で「6.利用していない」と答された方

次ページ以降の質問に引き続き回答をお願いします。



問10：建物が管理不全な状態となり、市役所から適正管理を促す文書が届いた場合、どなたが対応されますか。  
(1つに○)

1. 自分で対応する
2. 家族又は親族が対応する
3. 友人等が対応する
4. 専門業者が対応する
5. その他 ( )

問11：建物が管理不全な状態となり、市役所から適正管理を促す文書が届いた場合、誰に連絡・相談しますか。(市では文書を受け取った場合、市役所への連絡をお願いしています。)  
(あてはまるもの全てに○)

1. 差出人の市役所へ連絡・相談する
2. 家族又は親族に連絡・相談する
3. 建物の近隣住民又は自治会等に連絡・相談する
4. 誰にも相談しない
5. その他 ( )

問12：建物や敷地の管理での困りごとはありますか  
(あてはまるもの全てに○)

1. 遠方に住んでいるため、定期的な維持管理が困難
2. 相談できる家族や知人がおらず、定期的な維持管理が困難
3. 維持管理を民間業者に依頼したいが、費用の捻出が困難
4. 高齢のため維持管理が体力的に困難
5. 権利関係(借家人、借地人、複数名義人等)で維持管理が難しい
6. 特に困りごとはない
7. その他 ( )



問13：建物の今後の利用についてどのようにお考えでしょうか  
(1つに○)

1. 賃貸することが決まっている、または検討している
2. 建替えや売却が決まっている、または検討している
3. 家屋の解体が決まっている、または検討している
4. 住む予定がある、または検討している
5. 倉庫・物置として使用する、または予定している
6. 現状のまま保有する
7. 相続が決まらないため、今後の予定が決められない
8. 土地所有権を国庫へ帰属申請をしたい(相続土地国庫帰属法)
9. その他( )

問14：不動産登記制度の見直しにより、令和6年4月1日から始まる相続登記の申請義務化について、困りごとや心配ごとはありますか(1つに○)

1. 相続登記は全て完了している
2. 必要な手続きを専門家へ依頼し、行う見込みである
3. 必要な手続きを自ら行う見込みである
4. 相続の協議がまとまらず、登記することができない
5. 何をしたらよいかわからない
6. その他( )

問15：現在や今後について困りごとや心配ごとはありますか  
(あてはまるもの全てに○)

1. 維持管理を頼みたいが相談先がわからない
2. 相続に関する相談先がわからない
3. 賃貸・売買に関する相談先がわからない
4. 賃貸又は売買を希望しているが借り手、買い手が決まらない
5. 解体して更地にすると、固定資産税が高くなる
6. 複数名義人となっており、1人では決められない
7. 特に困りごとはない
8. その他( )





料金受取人払郵便

2701490

白井局  
承認  
121

差出有効期限  
令和5年9月  
30日まで

切手は貼らずに  
お出しください

白井市復1123番地

白井市役所

建物に関するアンケート事務局 行



●この封筒に、アンケート質問及び回答用紙の3枚  
を入れて、最寄りの郵便ポストに投函してください。

